彩の国さいたま人づくり広域連合告示第１５号

彩の国さいたま人づくり広域連合人事行政の運営等の状況について、彩の国さいたま人づくり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第１号）第６条の規定により、次のとおり公表する。

令和８年１０月３０日

彩の国さいたま人づくり広域連合長　吉田　信解

令和７年度における彩の国さいたま人づくり広域連合

人事行政の運営等の状況に関する報告

１　職員の任免及び職員数に関する状況

当広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 及び地方公務員法第 39 条の規定に基づき県及び県内市町村から派遣された職員で構成されています。職員は、派遣元団体と当広域連合の身分をあわせ有しています。

（１）職員の任免の状況

令和７年４月１日付け 併任発令者数	令和８年３月 31 日付け 併任解除者数
14 人 （県派遣９人、市町村派遣５人）	８人 （県派遣４人、市町村派遣４人）

（２）職員数の状況（各年４月１日現在）

令和６年	令和７年	対前年増減
25 人 （県派遣 16 人、市町村派遣９人）	25 人 （県派遣 16 人、市町村派遣９人）	０人

（３）年齢別職員数の状況（令和８年４月１日）

（単位：人）

区分	20 歳 未満	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	0	0	8	7	4	2	2	2	1	0	26

２　職員の人事評価の状況

評価制度の概要	実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：派遣元にて実施
対象職員	実績評価：一般職の職員のうち主幹級以下の職員 課所長級以上の職員は派遣元にて実施 能力評価：派遣元にて実施
評価期間等	評価基準日：２月１日 評価対象期間：４月１日～翌３月３１日
評価の基準	最終評価

評語	内容
s	職位に期待される役割を大きく上まわる
a	職位に期待される役割をやや上まわる
b	職位に期待される役割をあげている
c	職位に期待される役割をやや下まわる

	d　職位に期待される役割を大きく下まわる
評価結果等の活用	評価結果を人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。
その他	評価者研修を実施

注　地方公務員法に基づく派遣職員については、人事評価を実施していません。

3　職員の給与の状況

県派遣職員の給与は、当広域連合の給与条例に基づき、当広域連合から支給されています。市町村派遣職員のうち、地方自治法に基づく派遣職員の給与は、派遣元市町村の給与条例に基づき、派遣元市町村から支給されています。派遣元市町村が支出した給与費及び共済費は、年度末に当広域連合が派遣元市町村に負担金として支出しています。市町村派遣職員のうち、地方公務員法に基づく派遣職員の給与は、派遣元市町村の給与条例に基づき、派遣元市町村から支給されていますが、一部の職員手当については、派遣元市町村の規定に基づき、当広域連合から支給されています。

（1）人件費の状況（令和 7 年度決算）

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
298,355 千円	12,578 千円	141,160 千円	47.3%

注　人件費は、当広域連合が直接支給している給与費と派遣元市町村への負担金の合計です。

（2）職員給与費の状況（令和 7 年度決算）

職員数	給与費				一人当たり
A	給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	給与費 B/A
18 人	63,891 千円	16,793 千円	28,995 千円	109.678 千円	6,093 千円

注　当広域連合が直接給与を支給している県派遣職員の状況です。（以下、３（４）まで同じ）

（3）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
38.7 歳	346 千円	403 千円

注 1　平均給料月額とは、令和 8 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

注 2　平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

（4）職員手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当（令和 7 年度決算）

支給職員数	支給割合	加算措置の状況	支給職員一人当たりの平均支給年額
17 人	期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分	役職加算 5～20% 管理職加算　15%	1,706 千円

イ　地域手当（令和７年度決算）

支給職員数	支給率	支給実績	支給職員一人当たりの平均支給年額
18 人	8.5%	5,839 千円	324 千円

ウ　時間外勤務手当（令和７年度決算）

年度	支給職員数	支給実績	支給職員一人当たりの平均支給年額
令和７年度	14 人	2,435 千円	174 千円
令和６年度	14 人	1,634 千円	117 千円

エ　その他の手当（令和７年度決算）

手当名	内容及び支給単価	支給実績	支給職員一人当たりの平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子 11,500 円等	1,665 千円	238 千円
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高 28,000 円	1,646 千円	235 千円
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額（原則として６か月定期券価額） ②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	1,129 千円	71 千円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務１時間当たりの給与額×135/100	30 千円	15 千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額 91,500 円～110,300 円	2,422 千円	1,211 千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務１回につき、4,000 円～10,000 円	0 千円	0 千円

４　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況（令和７年度）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	１週間の勤務時間
午前８時 30 分	午後５時 15 分	午後零時～午後１時	38 時間 45 分

（注）勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

（２）年次有給休暇の使用状況（令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日）

平均取得日数
16.1 日

（３）病気休暇及び介護休暇の取得状況（令和７年度）

休暇の種類	取得者数
病気休暇	３人
介護休暇	１人

（４）特別休暇の状況（令和７年４月１日現在）

<table>
<tr><th>種　　類</th><th>付　与　日　数</th></tr>
<tr><td>1 出産休暇</td><td>出産予定日 6 週間前の日から産後 8 週間を経過するまでの期間</td></tr>
<tr><td>2 通院休暇</td><td>妊娠満 23 週まで　　4 週間に 1 回
満 24 週から満 35 週まで　　2 週間に 1 回
満 36 週から出産まで　　1 週間に 1 回
産後 1 年まで　　1 回</td></tr>
<tr><td>3 通勤休暇</td><td>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間</td></tr>
<tr><td>4 妊娠障害休暇</td><td>14 日の範囲内において必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>5 育児休暇</td><td>1 日 2 回（1 日を通じて 90 分を超えない範囲内）</td></tr>
<tr><td>6 子育て休暇</td><td>義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において 7 日（義務教育終了前の子が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間）</td></tr>
<tr><td>7 家族看護休暇</td><td>配偶者（事実婚等を含む）、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において 3 日の範囲内の期間）</td></tr>
<tr><td>8 短期介護休暇</td><td>要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間）</td></tr>
<tr><td>9 生理休暇</td><td>3 日の範囲内においてその都度必要とする期間</td></tr>
<tr><td>10 忌引休暇</td><td>
<table>
<tr><td>親族</td><td colspan="2">日数</td></tr>
<tr><td>配偶者</td><td colspan="2">10 日</td></tr>
<tr><td></td><td>血族</td><td>姻族</td></tr>
<tr><td>1 親等直系尊属</td><td>7 日</td><td>3 日</td></tr>
<tr><td>1 親等直系卑属</td><td>7 日</td><td>1 日</td></tr>
<tr><td>2 親等直系尊属</td><td>3 日</td><td>1 日</td></tr>
<tr><td>2 親等直系卑属</td><td>1 日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>2 親等傍系者</td><td>3 日</td><td>1 日</td></tr>
<tr><td>3 親等直系尊属</td><td>1 日</td><td>－</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>11 父母等の追悼のための休暇</td><td>1 日</td></tr>
<tr><td>12 夏季休暇</td><td>5 日</td></tr>
<tr><td>13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合</td><td>その都度必要と認められる期間</td></tr>
</table>

14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合の休暇	その都度必要と認められる期間
15 災害等において退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間
16 災害による住居被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間
18 不妊治療のための休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合(一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間)
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間
22 献血休暇	その都度必要と認められる期間
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間

（５）育児休業及び部分休業の取得状況（令和７年度）

	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	0 人	0 人
女性職員	1 人	0 人
計	1 人	0 人

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況（令和７年度）

該当なし

（２）懲戒処分の状況（令和７年度）

該当なし

６　職員の服務の状況

（１）職員の守るべき義務

服務とは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

服務の根本基準については、地方公務員法第３０条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員の服務に関する具体的な事項については、地方公務員法第３１条から第３８条までにおいて 規定されていますが、服務の根本基準を定めたこの第３０条の規定は、

これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

① 服務の宣誓（地方公務員法第 31 条）
② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）
④ 秘密を守る義務（地方公務員法第 34 条）
⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）
⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条）
⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第 37 条）
⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第 38 条）

（２）職員服務規程

職員服務規程は、職員は常に県民全体の奉仕者であること、公務の民主的かつ能率的な運営を図り誠実公正に職務を執行することなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、職員の服務に関し必要な事項を具体的に定めたものです。

（３）職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第 35 条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

（４）営利企業等の従事制限

営利企業への従事等の制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（地方公務員法第 38 条）とするもので、営利企業への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

7　職員の退職管理の状況

各派遣元団体による管理。

8　職員の研修の状況

各派遣元団体の研修に参加。

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）厚生制度及び共済制度

各派遣元の共済事業に参加

（２）公務災害の認定状況（令和７年度）

０件

１０　勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

当広域連合では、地方公務員法第７条第４項の規定に基づき、公平委員会の事務の処理を埼玉県人事委員会に委託しています。

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況（令和７年度）

該当なし

（２）不利益処分に関する不服申立ての状況（令和７年度）

該当なし